

平成十六年政令第二百七十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

内閣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）並びに同法において準用する薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県等の事務の委託の手続）

第一条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第三十一条の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「法」という。）第十三条の規定による都道府県の事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の委託について準用する。（都道府県知事による市町村長の事務の代行）

（国民保護等派遣の要請等の手続）

第三条 法第十五条第一項の規定により都道府県知事が自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- 一 武力攻撃災害（法第二条第四項の武力攻撃災害をいう。以下同じ。）の状況及び派遣を要請する事由
二 派遣を希望する期間
三 派遣を希望する区域及び活動内容
四 その他参考となるべき事項
二 前項の派遣の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信によることができる。
三 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。
四 前三項の規定は、法第十五条第二項の規定により対策本部長が自衛隊の部隊等の派遣を求めるときについて準用する。
（市町村等の事務の委託の手続）
第四条 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第十九条の規定による市町村の事務又は市町村長等の権限に属する事務の委託について準用する。
（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）
第五条 法第三十三條第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書

及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
二 指定行政機関（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）以下「事態対処法」という。）第一条第五号の指定行政機関をいう。以下同じ。、指定地方行政機関（同条第六号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第七号の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
三 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

- 第六条 法第四十二条第二項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第二十条の二の規定の例による。
（政令で定める管区海上保安本部の事務所）
第七条 法第六十一条第三項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とする。
（政令で定める自衛隊の部隊等の長）
第八条 法第六十一条第三項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、当該市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長とする。
二 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。
一 陸上総隊司令官
二 方面総監
三 師団長
四 旅団長
五 団長

六 連隊長

- 七 群長
八 自衛艦隊司令官
九 護衛艦隊司令官
十 航空集団司令官
十一 掃海隊群司令官
十二 護衛隊群司令官
十三 航空群司令官
十四 地方総監
十五 基地隊の長
十六 航空隊の長（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）
十七 教育航空集団司令官
十八 教育航空群司令官
十九 練習艦隊司令官
二十 海上自衛隊補給本部長
二十一 航空総隊司令官
二十二 航空支援集団司令官
二十三 航空教育集団司令官
二十四 航空方面隊司令官
二十五 航空自衛隊補給本部長
二十六 基地司令の職にある部隊等の長（航空総隊司令部、航空教育集団司令部、航空方面隊司令部又は航空自衛隊補給本部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。）
二十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十二条第一項又は第二項の規定により編成される特別の部隊の長で防衛大臣が指定するもの

- （政令で定める救援）
第九条 法第七十五条第一項第八号の政令で定める救援は、次のとおりとする。
一 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
二 学用品の給与
三 死体の捜索及び処理
四 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
（救援の程度、方法及び期間）
第十条 法第七十五条第三項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。
二 法第七十五条第三項に規定する救援の期間は、法第七十四条の規定による指示があった日

（法第七十五条第一項ただし書の場合にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

（市町村長による救援の実施に関する事務の実施）
第十一条 災害救助法施行令第十七条の規定は、都道府県知事が法第七十六条第一項の規定により救援の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第十七条第二項中「法第七条から第十条まで」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八十条から第八十五条まで」と、同条第三項中「法の規定」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の規定」と読み替えるものとする。

（救援の実施に必要な物資）
第十二条 法第八十一条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。
一 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品
二 飲料水
三 被服その他生活必需品
四 建設資材（法第八十九条第一項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）
五 燃料
六 前各号に掲げるもののほか、法第七十五条第一項第五号から第八号までに掲げる救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの
（公用令書を交付すべき相手方）
第十三条 法第八十三条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- 一 特定物資（法第八十一条第一項の特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。）の取用 取用する特定物資の所有者及び占有者
二 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者

三 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
(公用令書を事後に交付することができるとき)
第十四条 法第八十三条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。
一 次のイ又はロに掲げる処分に応じ、当該イ又はロに定める場合
イ 土地の使用 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者が所有者と異なる場合に限る
(当該占有者が所有者の場合に限る。)
(当該イ及びロにおいて、所有者の所在が不明であるとき)

二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき
(公用令書の事後交付の手続)
第十五条 都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当して法第八十三条第一項ただし書の規定により処分を行った場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知ったときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

2 都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書の内容を通知したときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。
(公用取消令書の交付)
第十六条 都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第八十三条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。
(公用令書等の様式)
第十七条 法第八十三条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 公用令書の番号
二 公用令書の交付の年月日
三 処分を行う都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長

四 処分を行う理由
2 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 公用取消令書の番号
二 公用取消令書の交付の年月日
三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日
五 取り消した処分の内容
六 処分を取り消した都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣府令で定める。
(政令で定める医療関係者)
第十八条 法第八十五条第一項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。
一 医師
二 歯科医師
三 薬剤師
四 保健師
五 助産師
六 看護師
七 准看護師
八 診療放射線技師
九 臨床検査技師
十 臨床工学技士
十一 救急救命士
十二 歯科衛生士
(外国医療関係者による医療の提供の許可の手続)
第十九条 法第九十一条第一項の規定による許可(以下この条において単に「許可」という。)を受けようとする外国医療関係者は、その外国において有する同項各号に掲げる資格に相当する資格を証する書面の写しその他の厚生労働省令で定める書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。
一 その者が外国において有する資格に相当する法第九十一条第一項各号に掲げる資格に係る業務を行うのに必要な知識及び技能を有すること。
二 外国において法第九十一条第一項各号に掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験を有すること。
三 我が国において医療を行うのに支障がない程度に日本語による会話能力を有すること。
四 又は通訳人を確保する見込みがあること。
五 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。
一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三号、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三号又は薬剤師法(昭和二十五年法律第四十六号)第四号に規定する者(外国において有する医師、歯科医師又は薬剤師に相当する資格に基づいて許可を受けようとする場合に限り。)
二 外国の法令による処分であつて、医師法第七号第一項、歯科医師法第七号第一項、薬剤師法第八号第一項又は保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四号第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令又は救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第九号第一項の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国において、その者が有する法第九十一条第一項各号に掲げる資格に相当する資格に係る業務を行うことができない者
三 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が第二項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えないことができる。
一 医師法第四号各号、歯科医師法第四号各号、薬剤師法第五号各号、保健師助産師看護師法第九号各号又は救急救命士法第四号各号に掲げる者
二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者
三 厚生労働大臣は、許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
四 許可は、その有効期間が満了したとき及び法第九十一条第三号又は第四号の規定により取り消されたときのみ、許可を受けた外国医療関係者が外国医療関係者でなくなつたときは、その効力を失う。

7 前二項に規定するもののほか、許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
8 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
9 厚生労働大臣は、外国医療関係者に対し許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付するものとする。
10 許可を受けた外国医療関係者は、医療を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の許可証を着用しなければならない。
(許可外国医療関係者の許可の取消事由)
第二十条 法第九十一条第四項の政令で定める事由は、次のとおりとする。
一 前条第二項第三号に掲げる基準(通訳人に係る部分に限る。)に適合しなくなつたと認めるとき。
二 前条第三項各号又は第四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき。
三 法第九十一条第一項の規定により指定された区域以外の区域において医療を行ったとき。
四 法第九十一条第一項の規定により指定された業務の内容と異なる内容の医療を行ったとき。
五 前条第七項の規定による条件に違反したとき。
(政令で定める法律の規定)
第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
一 医師法第十九条から第二十四条の二まで
二 歯科医師法第十九条から第二十三条の二まで
三 保健師助産師看護師法第六号、第三十五条、第三十七条及び第四十二条の二
四 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二号第一項、第十三条の二及び第十三条の三
五 削除
六 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二号第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第二十八号第一項
七 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八号第一項、第十四号第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七号第三項、第十八号第一項、第十九号第二号及び第

二 外国において法第九十一条第一項各号に掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験を有すること。
三 我が国において医療を行うのに支障がない程度に日本語による会話能力を有すること。
四 又は通訳人を確保する見込みがあること。
五 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。
一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三号、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三号又は薬剤師法(昭和二十五年法律第四十六号)第四号に規定する者(外国において有する医師、歯科医師又は薬剤師に相当する資格に基づいて許可を受けようとする場合に限り。)
二 外国の法令による処分であつて、医師法第七号第一項、歯科医師法第七号第一項、薬剤師法第八号第一項又は保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四号第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令又は救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第九号第一項の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国において、その者が有する法第九十一条第一項各号に掲げる資格に相当する資格に係る業務を行うことができない者
三 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が第二項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えないことができる。
一 医師法第四号各号、歯科医師法第四号各号、薬剤師法第五号各号、保健師助産師看護師法第九号各号又は救急救命士法第四号各号に掲げる者
二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者
三 厚生労働大臣は、許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
四 許可は、その有効期間が満了したとき及び法第九十一条第三号又は第四号の規定により取り消されたときのみ、許可を受けた外国医療関係者が外国医療関係者でなくなつたときは、その効力を失う。

7 前二項に規定するもののほか、許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
8 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
9 厚生労働大臣は、外国医療関係者に対し許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付するものとする。
10 許可を受けた外国医療関係者は、医療を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の許可証を着用しなければならない。
(許可外国医療関係者の許可の取消事由)
第二十条 法第九十一条第四項の政令で定める事由は、次のとおりとする。
一 前条第二項第三号に掲げる基準(通訳人に係る部分に限る。)に適合しなくなつたと認めるとき。
二 前条第三項各号又は第四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき。
三 法第九十一条第一項の規定により指定された区域以外の区域において医療を行ったとき。
四 法第九十一条第一項の規定により指定された業務の内容と異なる内容の医療を行ったとき。
五 前条第七項の規定による条件に違反したとき。
(政令で定める法律の規定)
第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
一 医師法第十九条から第二十四条の二まで
二 歯科医師法第十九条から第二十三条の二まで
三 保健師助産師看護師法第六号、第三十五条、第三十七条及び第四十二条の二
四 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二号第一項、第十三条の二及び第十三条の三
五 削除
六 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二号第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第二十八号第一項
七 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八号第一項、第十四号第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七号第三項、第十八号第一項、第十九号第二号及び第

二 外国において法第九十一条第一項各号に掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験を有すること。
三 我が国において医療を行うのに支障がない程度に日本語による会話能力を有すること。
四 又は通訳人を確保する見込みがあること。
五 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。
一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三号、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第三号又は薬剤師法(昭和二十五年法律第四十六号)第四号に規定する者(外国において有する医師、歯科医師又は薬剤師に相当する資格に基づいて許可を受けようとする場合に限り。)
二 外国の法令による処分であつて、医師法第七号第一項、歯科医師法第七号第一項、薬剤師法第八号第一項又は保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四号第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令又は救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第九号第一項の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国において、その者が有する法第九十一条第一項各号に掲げる資格に相当する資格に係る業務を行うことができない者
三 厚生労働大臣は、許可を受けようとする外国医療関係者が第二項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えないことができる。
一 医師法第四号各号、歯科医師法第四号各号、薬剤師法第五号各号、保健師助産師看護師法第九号各号又は救急救命士法第四号各号に掲げる者
二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者
三 厚生労働大臣は、許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
四 許可は、その有効期間が満了したとき及び法第九十一条第三号又は第四号の規定により取り消されたときのみ、許可を受けた外国医療関係者が外国医療関係者でなくなつたときは、その効力を失う。

7 前二項に規定するもののほか、許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
8 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
9 厚生労働大臣は、外国医療関係者に対し許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付するものとする。
10 許可を受けた外国医療関係者は、医療を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の許可証を着用しなければならない。
(許可外国医療関係者の許可の取消事由)
第二十条 法第九十一条第四項の政令で定める事由は、次のとおりとする。
一 前条第二項第三号に掲げる基準(通訳人に係る部分に限る。)に適合しなくなつたと認めるとき。
二 前条第三項各号又は第四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき。
三 法第九十一条第一項の規定により指定された区域以外の区域において医療を行ったとき。
四 法第九十一条第一項の規定により指定された業務の内容と異なる内容の医療を行ったとき。
五 前条第七項の規定による条件に違反したとき。
(政令で定める法律の規定)
第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
一 医師法第十九条から第二十四条の二まで
二 歯科医師法第十九条から第二十三条の二まで
三 保健師助産師看護師法第六号、第三十五条、第三十七条及び第四十二条の二
四 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二号第一項、第十三条の二及び第十三条の三
五 削除
六 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二号第二項、第二十四条の二、第二十六条及び第二十八号第一項
七 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八号第一項、第十四号第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七号第三項、第十八号第一項、第十九号第二号及び第

四号、第二十条第一項から第四項まで、第三十号の七第六号から第八号まで及び第十一号から第十三号まで、第三十号の九第一項第三号及び第六号、第三十号の十一第三号、第三十号の十三、第三十号の十四第二項並びに第三十二条第一項

八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第二項第七号及び第八号並びに第五十八号の二第一項

九 齒科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第一項及び第三項、第十七条第一項並びに第十八条

十 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条及び第二十号の二

十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第四十六号第二項並びに第四十九号第一項及び第二項

十二 薬剤師法第十九条、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条第二項及び第二十九号

十三 臨床工学士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項及び第三十八号

十四 救急救命士法第二条第二項、第四十四条第一項及び第二項並びに第四十五条から第四十七条まで

十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第十二条第一項及び第八項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第十七条第一項並びに第五十三号の十五

（外国医薬品等の輸入の許可を受けた者に義務として課することができる措置等）

第二十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十八号第三項の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第十四条の三第二項の政令で定める措置について、同令第三十七号の三十の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第十四条の三第二項の政令で定める措置について、同令第三十七号の三十の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の八第二項の政令で定める措置について、同令第四十三号の三十六の規定は法第九十二条第一項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の八第二項の政令で定める措置について準用する。この場合において、同令第二十八号第三項第三号中「法第十四条の三第一項」とあるのは「武力

攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第十二号）第九十二条第一項において読み替えて準用する法第十四条の三第一項」と、「第十四条又は第十九条の二」とあるのは「第十四条」と、同令第三十七号の三十第三号中「法第二十三条の二の八第一項（法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む）」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する法第二十三条の二の八第一項」と、「第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「第二十三号の二の五」と、同令第四十三号の三十六第三号中「法第二十三条の二十八第一項（法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む）」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する法第二十三条の二の八第一項」と、「第二十三号の二の五又は第二十三条の二の十七」とあるのは「第二十三号の二の五」と読み替えるものとする。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五号の規定は、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第十四条の三第一項の規定により輸入される医薬品、法第九十二条第一項において読み替えて準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二の八第一項の規定により輸入される再生医療等製品について準用する。この場合において、同令第七十五号第二項中「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは、「濃厚労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて」とあるのは「厚生労働大臣が」と、「その直接の容器又は直接の被包」とあるのは」と、同令第五項中「第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」の規定による第十四条若しくは第十九条の二」とあり、及び「第十四条の三第一項の規定による第十四条又は第十九条の二」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第十四条の三第一項

の規定による第十四条」と、「第二十三号の二の八第一項（第二十三号の二の二十第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」の規定による第二十三号の二の五若しくは第二十三号の二の十七」とあり、及び「第二十三号の二の八第一項の規定による第二十三号の二の五又は第二十三号の二の十七」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三号の二の八第一項の規定による第二十三号の二の五」と、「第二十三号の二の八第一項（第二十三号の四十第一項において準用する場合を含む）」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三号の二の八第一項」と、「第二十三号の二の五又は第二十三号の二の十七」とあるのは「第二十三号の二の五」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第六十九号第一項の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 居所

二 負傷又は疾病の状況

三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

法第五十四号第六項（法第五十八号第六項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第四十八号第一項の避難施設及び法第七十五号第一項第一号の収容施設に滞在する避難住民について、第一項の市町村

て準用する場合を含む。」とあるのは「同法第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三号の二の八第一項」と、「第二十三号の二の五若しくは第二十三号の二の十七」とあるのは「第二十三号の二の五」と、「第二十三号の二の八第一項（第二十三号の四十第一項において準用する場合を含む）」とあるのは「同法第九十二条第一項において読み替えて準用する第二十三号の二の八第一項」と、「第二十三号の二の五若しくは第二十三号の三十七」とあるのは「第二十三号の二の五」と読み替えるものとする。

第二十三条 市町村長は、法第五十四号第二項に規定する避難の指示を伝達したときは、法第六十二号第一項の規定により法第四十八号第一項の避難施設又は法第七十五号第一項第一号の収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民について、速やかに、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 住所

五 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

2 前項に規定するもののほか、同項の市町村長は、同項に規定する避難住民について、法第六十九号第一項の規定による避難住民の復帰のための措置を終了するまでの間、継続的に、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 居所

二 負傷又は疾病の状況

三 前二号に掲げるもののほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

法第五十四号第六項（法第五十八号第六項において準用する場合を含む。）の規定により避難住民を受け入れた市町村長は、当該市町村の区域内に所在する法第四十八号第一項の避難施設及び法第七十五号第一項第一号の収容施設に滞在する避難住民について、第一項の市町村

長と協力して、同項各号及び前項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、市町村長は、次のいずれかの事実を知ったときは、当該事実に係る避難住民（第一項及び前項に規定する避難住民を除く。）について、第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 当該市町村の住民が避難住民となつたこと。
二 当該市町村の区域内に避難住民が滞在していること。

（武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理）
第二十四条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる情報
二 死亡の日時、場所及び状況
三 死体の所在
2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知つたときは、当該住民について、第一項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

（安否情報の収集及び報告の方法）
第二十五条 法第九十四条第一項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第六十二条第一項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。

2 法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。

（安否情報の提供）
第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、第二十四条第一項各号に掲げる情報）を回答するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項は、総務省令で定める。
第二十七条 法第二百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のもにに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のもに限る。）
二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）

三 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水

道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であつて、これらの事業のため一日につき十立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの

四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であつて、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものうち、当該施設の日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの

五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第十二条の第二項第四号の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備と接続される伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）

六 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大文学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大文学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第二条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客タ

ミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設
九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム
十 法第三百三条第一項の危険物質等の取扱所（危険物質等）
第二十八条 法第三百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）
二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九十九号）第二条第一項の火薬類
四 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高压ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）
五 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）

六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の七第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）
七 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版業者、届出貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）

<p>八 医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬品開閉器等が取り扱うものに限る。） 九 電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。） 十 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。） 十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項の毒性物質（同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで（同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。） （危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置） 第二十九条 法第三百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。</p>	<p>（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置され、移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長</p>
---	---

<p>前条第一号にわたって設置される移送取扱所第三条に掲げる移送取扱所をいう。以下この項において同じ。）において取り扱うものにあつては、総務大臣 ロ 消防本部等所在市町村（消防法第十一条第一号の消防本部等所在市町村をいう。以下この項において同じ。）以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所</p>	<p>（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置され、移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長</p>
---	---

<p>前条第一号に掲げる物質 前条第二号に掲げる物質 前条第三号に掲げる物質 前条第四号に掲げる物質 前条第五号に掲げる物質 前条第六号に掲げる物質 前条第七号に掲げる物質 前条第八号に掲げる物質 前条第九号に掲げる物質 前条第十号に掲げる物質 前条第十一号に掲げる物質 前条第十二号に掲げる物質 前条第十三号に掲げる物質 前条第十四号に掲げる物質 前条第十五号に掲げる物質 前条第十六号に掲げる物質 前条第十七号に掲げる物質 前条第十八号に掲げる物質 前条第十九号に掲げる物質 前条第二十号に掲げる物質 前条第二十一号に掲げる物質 前条第二十二号に掲げる物質 前条第二十三号に掲げる物質 前条第二十四号に掲げる物質 前条第二十五号に掲げる物質 前条第二十六号に掲げる物質 前条第二十七号に掲げる物質 前条第二十八号に掲げる物質 前条第二十九号に掲げる物質 前条第三十号に掲げる物質 前条第三十一号に掲げる物質 前条第三十二号に掲げる物質 前条第三十三号に掲げる物質 前条第三十四号に掲げる物質 前条第三十五号に掲げる物質 前条第三十六号に掲げる物質 前条第三十七号に掲げる物質 前条第三十八号に掲げる物質 前条第三十九号に掲げる物質 前条第四十号に掲げる物質 前条第四十一号に掲げる物質 前条第四十二号に掲げる物質 前条第四十三号に掲げる物質 前条第四十四号に掲げる物質 前条第四十五号に掲げる物質 前条第四十六号に掲げる物質 前条第四十七号に掲げる物質 前条第四十八号に掲げる物質 前条第四十九号に掲げる物質 前条第五十号に掲げる物質 前条第五十一号に掲げる物質 前条第五十二号に掲げる物質 前条第五十三号に掲げる物質 前条第五十四号に掲げる物質 前条第五十五号に掲げる物質 前条第五十六号に掲げる物質 前条第五十七号に掲げる物質 前条第五十八号に掲げる物質 前条第五十九号に掲げる物質 前条第六十号に掲げる物質 前条第六十一号に掲げる物質 前条第六十二号に掲げる物質 前条第六十三号に掲げる物質 前条第六十四号に掲げる物質 前条第六十五号に掲げる物質 前条第六十六号に掲げる物質 前条第六十七号に掲げる物質 前条第六十八号に掲げる物質 前条第六十九号に掲げる物質 前条第七十号に掲げる物質 前条第七十一号に掲げる物質 前条第七十二号に掲げる物質 前条第七十三号に掲げる物質 前条第七十四号に掲げる物質 前条第七十五号に掲げる物質 前条第七十六号に掲げる物質 前条第七十七号に掲げる物質 前条第七十八号に掲げる物質 前条第七十九号に掲げる物質 前条第八十号に掲げる物質 前条第八十一号に掲げる物質 前条第八十二号に掲げる物質 前条第八十三号に掲げる物質 前条第八十四号に掲げる物質 前条第八十五号に掲げる物質 前条第八十六号に掲げる物質 前条第八十七号に掲げる物質 前条第八十八号に掲げる物質 前条第八十九号に掲げる物質 前条第九十号に掲げる物質 前条第九十一号に掲げる物質 前条第九十二号に掲げる物質 前条第九十三号に掲げる物質 前条第九十四号に掲げる物質 前条第九十五号に掲げる物質 前条第九十六号に掲げる物質 前条第九十七号に掲げる物質 前条第九十八号に掲げる物質 前条第九十九号に掲げる物質 前条第一百号に掲げる物質</p>	<p>（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置され、移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長</p>
--	---

<p>3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事は、法第八十一条第五号又は第六号に掲げる措置を講ずるときは、適</p>	<p>各号に掲げる措置 前条第三十号に掲げる措置 前条第三十一号に掲げる措置 前条第三十二号に掲げる措置 前条第三十三号に掲げる措置 前条第三十四号に掲げる措置 前条第三十五号に掲げる措置 前条第三十六号に掲げる措置 前条第三十七号に掲げる措置 前条第三十八号に掲げる措置 前条第三十九号に掲げる措置 前条第四十号に掲げる措置 前条第四十一号に掲げる措置 前条第四十二号に掲げる措置 前条第四十三号に掲げる措置 前条第四十四号に掲げる措置 前条第四十五号に掲げる措置 前条第四十六号に掲げる措置 前条第四十七号に掲げる措置 前条第四十八号に掲げる措置 前条第四十九号に掲げる措置 前条第五十号に掲げる措置 前条第五十一号に掲げる措置 前条第五十二号に掲げる措置 前条第五十三号に掲げる措置 前条第五十四号に掲げる措置 前条第五十五号に掲げる措置 前条第五十六号に掲げる措置 前条第五十七号に掲げる措置 前条第五十八号に掲げる措置 前条第五十九号に掲げる措置 前条第六十号に掲げる措置 前条第六十一号に掲げる措置 前条第六十二号に掲げる措置 前条第六十三号に掲げる措置 前条第六十四号に掲げる措置 前条第六十五号に掲げる措置 前条第六十六号に掲げる措置 前条第六十七号に掲げる措置 前条第六十八号に掲げる措置 前条第六十九号に掲げる措置 前条第七十号に掲げる措置 前条第七十一号に掲げる措置 前条第七十二号に掲げる措置 前条第七十三号に掲げる措置 前条第七十四号に掲げる措置 前条第七十五号に掲げる措置 前条第七十六号に掲げる措置 前条第七十七号に掲げる措置 前条第七十八号に掲げる措置 前条第七十九号に掲げる措置 前条第八十号に掲げる措置 前条第八十一号に掲げる措置 前条第八十二号に掲げる措置 前条第八十三号に掲げる措置 前条第八十四号に掲げる措置 前条第八十五号に掲げる措置 前条第八十六号に掲げる措置 前条第八十七号に掲げる措置 前条第八十八号に掲げる措置 前条第八十九号に掲げる措置 前条第九十号に掲げる措置 前条第九十一号に掲げる措置 前条第九十二号に掲げる措置 前条第九十三号に掲げる措置 前条第九十四号に掲げる措置 前条第九十五号に掲げる措置 前条第九十六号に掲げる措置 前条第九十七号に掲げる措置 前条第九十八号に掲げる措置 前条第九十九号に掲げる措置 前条第一百号に掲げる措置</p>
---	---

「墓地埋葬法」という。)第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めるときは、その対象となる地域を指定するものとする。

2 厚生労働大臣は、その定める期間内に前項の規定により指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法第五条第一項の規定による埋葬又は火葬の許可について、同条第二項に規定する市町村長のほか、当該死体の現に存するの市町村長その他の市町村長がこれを行うものとすることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により指定した地域において公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、前項に規定する死体の埋葬又は火葬を行うとする者について、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において当該埋葬又は火葬を行うときに限り、墓地埋葬法第五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を要しないものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の場合における墓地埋葬法第十四条に規定する手続については、次に定めるところにより、特例を定めるものとする。

一 墓地埋葬法第十四条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として、死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡の事実を証する書類を定めること。

二 前項に規定する墓地又は火葬場の管理者は、前項の書類を受理したときは、市町村長に対し、当該書類に記載された事項の確認を求めなければならない。当該市町村長がその確認をした後でなければ、埋葬をさせ、又は火葬を行ってはならないものとする。

三 墓地又は納骨堂の管理者は、第一号の書類であつて、火葬場の管理者が墓地埋葬法第十六条第二項に規定する事項を記載したものを受理したときは、焼骨の埋蔵をさせ、又は焼骨の収蔵をすることができるものとする。

(避難施設の基準)
第三十五条 法第四十八條第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。

二 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。

三 速やかに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。

四 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

五 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(避難施設の重要な変更)
第三十六条 法第四十九條の政令で定める重要な変更は、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とする。

(職員の派遣の要請及び職員員の派遣のあっせん)
第三十七条 災害対策基本法施行令第十五條の規定は法第五十一條第一項の規定による職員員の派遣の要請について、同令第十六條の規定は法第五十二條第一項又は第二項の規定による職員員の派遣のあっせんの求めについて、それぞれ準用する。

(武力攻撃災害等派遣手当及び職員員の身分取扱)
第三十八条 法第五十四條において読み替へて準用する災害対策基本法第三十二條第一項の武力攻撃災害等派遣手当及び法第五十三條の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員員の身分取扱については、災害対策基本法施行令第十七條から第十九條までの規定の例による。

(国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等)
第三十九条 法第五十五條第一項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第二項において読み替へて準用する災害対策基本法第七十六條の五の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第三十二條から第三十三條の二まで(第三十三條第四項を除く。)の規定の例による。

(損失補償の申請手続)
第四十条 法第五十九條第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 法第八十一條第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による区分 当該区分を行った指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長

二 法第二百二十五條第四項の規定による区分 文化庁長官

三 法第八十一條第二項若しくは第三項、第八十二條又は第九十三條第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による区分 当該区分を行った都道府県知事

四 法第五十五條第二項において準用する災害対策基本法第七十六條の三第二項後段(同条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)の規定による区分 当該区分に係る車両その他の物件が所在した場所を管轄する都道府県知事

五 法第六十三條第一項の規定による区分 当該区分を行った市町村長

六 法第六十三條第五項(同条第一項に係る部分に限る。)において読み替へて準用する災害対策基本法第六十四條第七項又は第八項の規定による区分 当該区分に係る土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件が所在した場所を管轄する市町村長

2 前項各号に定める者は、同項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 請求額及びその明細

三 損失の発生した日時又は期間

四 損失の発生した区域又は場所

五 損失の内容

(実費弁償の基準)
第四十一条 法第五十九條第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 手当は、法第八十五條第一項の規定による要請に応じ、又は同条第二項の規定による指示に従つて医療を行った時間に応じて支給するものとする。

二 前号の手当の支給額は、法第八十五條第一項の規定による要請を行い、又は同条第二項の規定による指示をした都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。

三 一日につき八時間を超えて医療を行ったときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、第二号に規定する医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

(実費弁償の申請手続)
第四十二条 法第五十九條第二項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、法第八十五條第一項の規定による要請又は同条第二項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所

二 請求額及びその明細

三 医療に従事した期間及び場所

四 従事した医療の内容

(損害補償の額)
第四十三条 法第六十條第一項の規定による損害の補償の額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)中消防法第二十五條第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第三十六條第八項において準用する場合を含む。)若しくは第二十九條第五項(同法第三十條の二及び第三十六條第八項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五條の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二十四條の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例により算定するものとする。

2 法第六十條第二項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(損害補償の申請手続)
第四十四条 法第六十條第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請

書を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一 海上保安官の要請を受けて協力した場合
- 二 海上保安庁長官
- 三 都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官の要請を受けて協力した場合 当該要請が行われた場所を管轄する都道府県知事
- 四 市町村長又は消防吏員その他の市町村の職員の要請を受けて協力した場合 当該要請が行われた場所を管轄する市町村長

2 法第六十条第二項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第八十五条第一項の規定による要請又は同条第二項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。

3 第一項各号に定める者及び前項の都道府県知事は、前二項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

4 第一項及び第二項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- 四 負傷 疾病又は死亡の状況
- 五 死亡した場合にあっては、遺族の状況

4 第一項及び第二項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- 四 負傷 疾病又は死亡の状況
- 五 死亡した場合にあっては、遺族の状況

4 第一項及び第二項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- 四 負傷 疾病又は死亡の状況
- 五 死亡した場合にあっては、遺族の状況

2 前項の規定は、法第六十一条第二項の規定による損失の補てんについて準用する。この場合において、前項中「都道府県又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関」と読み替えるものとする。

4 損失補てんの手続

第四十六条 都道府県又は指定公共機関は、前条第一項に規定する職員又は財産が武力攻撃災害を受けた場合において、武力攻撃災害により生ずる損失の補てんを受けようとするときは、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に当該武力攻撃災害の状況を通知しなければならない。

2 対策本部長は、前項の規定による通知を受けた場合において、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、法第六十一条第二項の規定による損失の補てんについて準用する。この場合において、第一項中「都道府県又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関」と、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県国民保護対策本部長（法第三十条の規定により都道府県対策本部が廃止された後にあっては、都道府県知事」と前項中「対策本部長」とあるのは「都道府県国民保護対策本部長」と読み替えるものとする。

4 損失補てんの手続

第四十六条 都道府県又は指定公共機関は、前条第一項に規定する職員又は財産が武力攻撃災害を受けた場合において、武力攻撃災害により生ずる損失の補てんを受けようとするときは、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に当該武力攻撃災害の状況を通知しなければならない。

2 対策本部長は、前項の規定による通知を受けた場合において、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、法第六十一条第二項の規定による損失の補てんについて準用する。この場合において、第一項中「都道府県又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関」と、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県国民保護対策本部長（法第三十条の規定により都道府県対策本部が廃止された後にあっては、都道府県知事」と前項中「対策本部長」とあるのは「都道府県国民保護対策本部長」と読み替えるものとする。

4 損失補てんの手続

第四十六条 都道府県又は指定公共機関は、前条第一項に規定する職員又は財産が武力攻撃災害を受けた場合において、武力攻撃災害により生ずる損失の補てんを受けようとするときは、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に当該武力攻撃災害の状況を通知しなければならない。

給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む）、へき地手当（これに準ずる手当を含む）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び退職手当とする。

（地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用）

4 損失補てんの手続

第四十六条 都道府県又は指定公共機関は、前条第一項に規定する職員又は財産が武力攻撃災害を受けた場合において、武力攻撃災害により生ずる損失の補てんを受けようとするときは、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に当該武力攻撃災害の状況を通知しなければならない。

2 対策本部長は、前項の規定による通知を受けた場合において、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、法第六十一条第二項の規定による損失の補てんについて準用する。この場合において、第一項中「都道府県又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関」とあるのは、「市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関」と、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県国民保護対策本部長（法第三十条の規定により都道府県対策本部が廃止された後にあっては、都道府県知事」と前項中「対策本部長」とあるのは「都道府県国民保護対策本部長」と読み替えるものとする。

4 損失補てんの手続

第四十六条 都道府県又は指定公共機関は、前条第一項に規定する職員又は財産が武力攻撃災害を受けた場合において、武力攻撃災害により生ずる損失の補てんを受けようとするときは、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に当該武力攻撃災害の状況を通知しなければならない。

4 損失補てんの手続

第四十六条 都道府県又は指定公共機関は、前条第一項に規定する職員又は財産が武力攻撃災害を受けた場合において、武力攻撃災害により生ずる損失の補てんを受けようとするときは、対策本部長（事態対処法第十九条第一項の規定により対策本部が廃止された後にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に当該武力攻撃災害の状況を通知しなければならない。

第二項 法第十四条法第八十三条において読み替えて準用する法第十四条第一項

第三項 法第十五条法第八十三条において読み替えて準用する法第十五条第一項

第四項 法第十五条法第八十三条において読み替えて準用する法第十五条第二項

第三項 法第十五条法第八十三条において読み替えて準用する法第十五条第二項

第四項 法第十五条法第八十三条において読み替えて準用する法第十五条第二項

第六項 法第四十二条法第八十三条において準用する法第四十二条第二項

第七項 法第六十一条法第八十三条において準用する法第六十一条第二項

第八項 法第六十三条法第八十三条において読み替えて準用する法第六十三条第一項

第九項 法第七十五条法第八十三条において準用する法第七十五条第八号

第九項 法第七十五条法第八十三条において準用する法第七十五条第八号

第九項 法第七十五条法第八十三条において準用する法第七十五条第八号

第一項 法第十三条法第八十三条において準用する法第十三条

第九項 法第七十五条法第八十三条において準用する法第七十五条第八号

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一九年三月九日政令第四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条及び第十三条の改正規定、同条を同令第二十九条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第十二条の改正規定、同条を同令第二十八条とする改正規定、同令第十一条の改正規定、同令第二十七号とする改正規定、同令第十号の改正規定、同令第九号第一項の改正規定、同令第十二号とする改正規定、同令第七号を同令第十三条とする改正規定、同令第六号の改正規定、同令第十号とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第五号第三号の改正規定、同令第九号とし、同令第四条を同令第八号とする改正規定、同令第三条の表第二十二号第三項の項の次に次に加える改正規定、同表第二十三号の項の改正規定、同項の次に次のように加え、同条を同令第七号とする改正規定、同令第二条の二を同令第六号とする改正規定、同令第二条第四号の改正規定、同条に一号を加え、同条を同令第五号とする改正規定、同令第一条の二の改正規定、同条を同令第四条とし、同令第一条の次に二条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定、第五条中検疫法施行令第一条の三の改正規定、第六条、第八条から第二十条まで及び第二十二号の規定並びに次条から附則第四条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。（経過措置として期末特別手当が支給される場合における地方自治法施行令等の規定の読替え）
第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき普通地方公共団体が期末特別手当を支給する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第一条第一号の勤勉手当、一般職の職員規定による改正後の地方自治法施行令第三百三十二号第四号及び第一条第三号の規定による改正後の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第四十八号
第三条の規定に退職手当、一般職の職員による改正後の災害対策基本法施行令第十八号第二項
第四条の規定に法第一号の一般職の職員の給与に関する改正後の法律（平成二十一年方公務員等共済第一号）附則第一項第四号第二項の規定により読み替えて適用される法律（平成二十一年方公務員等共済第一号）附則第一項第六号
政令政令で定める手当及び一定の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき支給する期末特別手当

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄
附則（平成二二年五月二九日政令第一四二号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。任期付研究員業績手当並付研に一般職の職員の給与実績に関する法律等の一部を業績改正する法律附則第四条手当第一項の規定に基づき支給する期末特別手当

（施行期日）
この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月三十日）から施行する。
附則（平成二三年三月三十一日政令第八九号）抄
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則（平成二三年六月二四日政令第一八一号）抄
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。
附則（平成二四年三月二八日政令第七〇号）抄
この政令は、改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
附則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）抄
第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（施行期日）
この政令は、改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
附則（平成二五年九月二六日政令第二八五号）抄
第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。
附則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）抄
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。
附則（平成二六年一月二二日政令第三三六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年一月九日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。
附則（平成二七年二月二〇日政令第五三三号）抄
この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年二月三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年五月二十一日）から施行する。
附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附則（平成二九年三月二九日政令第五七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（経過措置）
2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた

この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年一月九日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。
附則（平成二七年二月二〇日政令第五三三号）抄
この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年二月三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年五月二十一日）から施行する。
附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附則（平成二九年三月二九日政令第五七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（経過措置）
2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた

この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年一月九日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。
附則（平成二七年二月二〇日政令第五三三号）抄
この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年二月三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年五月二十一日）から施行する。
附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附則（平成二九年三月二九日政令第五七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（経過措置）
2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた

この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年一月九日政令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。
附則（平成二七年二月二〇日政令第五三三号）抄
この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年二月三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年五月二十一日）から施行する。
附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二八年四月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附則（平成二九年三月二九日政令第五七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。（経過措置）
2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二号第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた

同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年六月二三日政令第一六六号）抄

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中自衛隊法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十九年七月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月二〇日政令第三一一号）抄

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附則（平成三〇年二月九日政令第三三三号）抄

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。

附則（平成三〇年一月二二日政令第三一九号）抄

1 この政令は、改正法第五条の規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

附則（令和元年六月一四日政令第二七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条から第五条まで、第七条及び第八条の規定、整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則（令和二年三月一日政令第四〇号）抄

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和三年一月五日政令第一号）抄

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中登録免許税法施行令第十五条第八項第十二号及び第十一号並びに第七項第一号及び第二号の改正規定（「同項第三号」を「同項第四号」に改める部分に限る。）並びに第十条中武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第二十二條第一項の改正規定（「第四十三條の三十の」を「第四十三條の三十六の」に改める部分及び「第四十三條の三十第三号」を「第四十三條の三十六第三号」に改める部分を除く。）公布の日

附則（令和三年二月三日政令第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則（令和三年三月二四日政令第六六号）抄

1 この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定（改正法第一条中電気事業法第二章第七節第五款中第三十三條の次に二條を加える改正規定（同法第三十三條の三に係る部分に限る。）及び改正法第五條の規定（改正法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）を除く。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附則（令和三年九月二九日政令第二七七号）抄

この政令は、令和三年十月一日から施行する。